令和５年度　公益財団法人　日本教育公務員弘済会　宮崎支部

教育研究部会助成金募集要項

教育研究部会助成金は、教育の振興に寄与すると認められる学校の特に有益な研究・活動に対して助成する事業です。令和５年度は下記要項のとおり実施します。

１．主催　　公益財団法人　日本教育公務員弘済会　宮崎支部

２．助成要件

(1) 助成の趣旨

この助成は、「最終受益者は子どもたち」の理念を踏まえ、本県における児童・生徒の学力向上及び健全育成に貢献している小・中・県立学校等の県単位組織以上の教育研究部会が行う研究・実践活動を支援することを趣旨とします。

(2) 募集対象

県内における小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・特別支援学校・中等教育学校で組織されている教育研究会（部会）

・宮崎県小学校教育研究会の各部会
・宮崎県中学校教育研究会の各部会
・宮崎県高等学校教育研究会の各部会
・宮崎県特別支援学校教育研究会の各部会・連合会

① 応募者が計画の推進に責任をもち、助成金の管理及び報告を行うことを条件とします。
② 当該年度における研究及び活動を対象とし、助成金の執行は当該年度の４月１日～翌年２月末日までとします。

(3) 募集期間　　令和５年４月３日（月）～　令和５年５月31日(水)

(4) スケジュール

① 令和５年６月初旬に教育振興事業選考委員会を行います。
② 令和５年６月中旬に教育振興事業選考委員会での採否結果を通知します。
③ 令和５年７月中旬以降に助成金を交付します。交付日程等については、事前に調整させていただきます。

(5) 応募方法

① 申請書及び予算書の作成・提出（様式１・２）

ア　当会本支部ホームページ（http://www.mkyoko.co.jp/）（「宮崎教弘」で検索）を開き、「研究助成事業」にある「教育研究部会助成」から「教育研究部会助成金交付申請書」（様式１）及び「教育研究部会助成金交付予算書」（様式２）をダウンロードしてください。

イ　申請書及び予算書に必要事項を記入し、捺印（部会印）したものを提出してください。

② 締切

令和５年５月31日（水）　必着（厳守のこと）

〈個人情報の取り扱いについて〉

※　申請書に記入された個人情報は、選考及び選考結果の通知のために使用します。
また、助成が決定した場合は、申請書に記入された助成対象部会名及び助成対象テーマと助成金額をホームページ、広報誌等で公表することがありますのでご了承ください。

３．助成金額

○　１件あたり１０万円以内

但し、以下に記載した費用は対象外となるため、注意してください。

(1) 応募する部会の構成員の人件費及び謝金（共同者も含む）

※　外部から講師を招いて研究を推進する場合の講師謝金・交通費等は、その合計が助成額の概ね３割以内としてください。

(2) 汎用性のある機器（例：パソコン、ＯＡソフト＜Word, Excel 等＞、コピー機等の購入費

※　管理備品等の購入は不可とします。

(3) 組織等の一般管理費（例：上部組織への分担金・負担金等）

(4) 当該部員の旅費

※　部会教職員の研修出張旅費は学校配当予算を優先してください。

但し、部会の研究を推進するうえで必要であり、かつ学校配当予算で執行できない県外で行われる研究大会への参加に係る旅費については、助成金額の３割以内（１名分）の執行を認めます。

(5) レセプション参加費や懇親会等の飲食費

(6) その他研究に直接関係がない講習会費、物品等

※　大会参加費は不可とします。

但し、部会の研究を推進するうえで必要な資料代として大会資料１冊分の購入は認めます。

※　助成後、対象外費用を使用した場合や提出書類（申請書や助成後に提出する成果報告書等）に不備・不正等があった場合は、戻入（返金）していただくことになりますので注意してください。

４．選考

(1) 選考方法

①　日教弘宮崎支部教育振興事業選考委員会の選考後、幹事会の議を経て支部長が対象部会を決定します。

②　助成の採否及び決定額を文書で各申請部会に通知します。

※　採否の理由や決定額についての問合せには、応じられない旨を理解したうえで申請してください。

(2) 選考基準

①　事業の公益性・社会性

・　申請事業が、十分な公益性・社会性を有したものであるか。

②　事業の適正性

・　申請事業が、助成の趣旨と合致しているか。事業予算の設定が過大なものではないか。

③ 事業の必要性

・　時代や地域の実態や課題、教育的ニーズを的確に把握しているか。

④ 事業の実現性

・　申請事業の実施方法は適切で、実現可能な計画が立てられているか。

５．助成対象団体の義務等

(1)　助成金執行上の義務

○　<u>申請書の内容にしたがって助成金を執行し、報告書に記載する内容と申請書の内容に整合性をもたせてください。</u>

(2)　報告書提出の義務

○　活動終了後速やかに、「教育研究部会助成に係る成果報告書」（様式３）「教育研究部会助成会計報告書」（様式４）を提出してください。（期限：２月末日までに提出のこと）

※　助成金の執行に際しては、必ず領収書を取り、会計報告書に添付（写し可）してください。

なお、提出された報告書・資料等は、当支部が公表できるよう「教育研究部会助成会計報告書」（様式４）の下欄にある「注意書き」を厳守してください。

(3)　年度途中での取組状況の報告

○　助成金等を受けられている団体、学校及び研修グループ等の取組状況や研修の様子等を広報するため、年度途中において報告を求める場合があることを理解したうえで、申請してください。（別途依頼）

６．その他注意事項（次の点を了承のうえ申請すること）

(1)　提出された書類等は返却しません。

(2)　故意の虚偽記載があった場合、あるいは研究倫理上の問題等が認められた場合は、当該申請は無効とし、申請は受け付けません。

(3)　選考結果等の情報及び採否の理由についての問合せには応じません。

(4)　助成対象者が論文等により助成事業の成果を発表する場合には、論文等に助成金の交付を受けて行った研究の成果であることを必ず記載してください。

また、研究機関のホームページや広報誌において研究の成果を発表する場合も、その成果が公益財団法人日本教育公務員弘済会宮崎支部からの助成を受けて行った研究の成果であることを表示してください。

なお、助成金で購入した物品等についても同様とします。

７．問合せ先

○　公益財団法人日本教育公務員弘済会宮崎支部
〒880-0841
宮崎市吉村町曽師前甲 3158-1
TEL　0985-78-0055　　FAX　0985-26-0616
E-mail　miyazaki@mkyoko.co.jp
URL　　http://www.mkyoko.co.jp